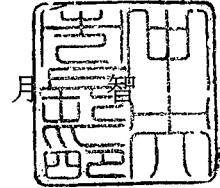


農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項、改正基盤法省令第20条の2の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画という）を定めたので、同行の規定により下記のとおり公告する。

令和7年 3月 31日

中央市長

望



記

- ・地域農業経営基盤強化促進計画を定めた地区

高部地区①

浅利地区

玉穂地区

田富地区

大鳥居・木原地区

関原地区

高部地区②